

保育士の資格取得を応援します

# 保育士修学資金 貸付制度のお知らせ

## 貸付内容

- 修学資金 (1～2年生の2年間)  入学準備金 (初回貸付時)
- 月額 **5** 万円以内 **20** 万円以内
- ※修学資金は6か月分を年に2回貸付。  就職準備金 (卒業年次)
- 20** 万円以内
- ★最高 **160** 万円の貸付が受けられます。

## 対象者

以下の条件を満たす方

- 愛知県内の保育士養成施設に入学  
※入学年度5月までに養成施設への申請が必要です。
- 保育士資格取得を目指している
- 卒業後に愛知県内の保育所等において**指定業務(※)**に従事しようとしている

※指定業務

愛知県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第8第1項に定める施設・職種のこと

## 申込方法

詳細は、本会ホームページ  
**保育士修学資金貸付事業の概要**  
をご覧ください。

愛知県社会福祉協議会HPトップ

- 目的別 (福祉の貸付・資格取得支援の貸付)
- 資格取得や就職支援のための貸付
- 保育士修学資金貸付事業

※**養成施設を通じて**申請してください。**養成施設長の推薦**が必要です。

※返還免除条件を満たしていても、右記提出書類がない場合は、返還免除となりません。ご注意ください。

## 卒業後の提出書類

提出時期	提出書類
卒業後	保育士養成施設卒業届 卒業 (修了) 証書等の写し
資格取得後	保育士登録届 登録証の写し
指定業務従事後	指定業務従事届
毎年4月	指定業務従事届
5年間従事後	修学資金返還当然免除申請書 指定業務従事期間証明書

## 返還免除条件

以下の条件をすべて満たす場合に**全額免除**となります

- ①卒業後1年以内に保育士として**資格登録**している
- ②愛知県内の保育所等で**指定業務に継続して5年以上従事**している  
※資格を登録した後の指定業務従事期間が対象です。
- ③返還当然免除申請書を提出し、免除決定通知を受けている



## よくある質問

Q 申請すれば必ず貸付を受けられますか。

A 養成施設ごとに貸付枠が設定されていますので希望されても貸付を受けられない場合があります。なお、貸付対象者の目安は以下のとおりです。

- ① 優秀な成績を修める見込みのある方。
  - ② 家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる方。
- ※詳しくは、入学した養成施設へお問合せください。

Q 保育士の資格取得後、指定業務についたのですが、職場を変わった場合どうなりますか。

A 職場を変えることは可能です。ただし、次の手順をしてください。

- ・退職した事業所で指定業務従事期間証明書に証明を受けてください。
- ・新しい事業所で指定業務従事届に証明を受けてください。
- ・上記2通を福祉人材センターに送付してください。

Q 愛知県外に転居する場合は、どうなりますか。

A

- ① 愛知県外に転居されても、愛知県内の事業所に従事すれば構いません。ただし、住所・氏名等変更届を提出してください。
- ② 愛知県内の事業所に従事しなくなったときは、返還となります。返還金は次のとおりです。

ア 2年未満の従事の場合 全額返還

イ 2年以上従事した場合は一部返還、一部免除

・免除額 = 貸付額 × {従事期間(月数) ÷ (24ヵ月 × 5/2)}

・返還額 = 貸付額 - 免除額

※ 2年以上指定業務に従事した場合でも、特別な事情がなく恣意的な理由により退職された場合等は、全額返還になります。

Q 高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」の支援を受けた場合は貸付可能ですか。

A 授業料・入学金の自己負担額の範囲内で貸付が受けられます。また、就職準備金については全額貸付可能です。

Q 日本学生支援機構等の奨学金との併給はできますか。

A 基本的に趣旨が同様の公的な他制度の併給はできません。3,4年生の間は学生支援機構等からの貸付は可能です。

※詳しくはお問合せください。

Q 幼稚園に就業できますか。

A できます。ただし、以下の①または②の幼稚園に限ります。

- ① 預かり保育を週5日以上実施している
- ② 5年以内に認定こども園へ移行を予定している

Q 入学準備金や就職準備金のみの貸付はできますか。

A 就職準備金のみの貸付はありません。

※ 愛知県内の保育士養成施設に在学中で、1年時に保育士修学資金を利用していない最終学年の方が対象となります。

Q 通信制の養成施設は貸付対象施設ですか。

A 愛知県では貸付対象施設に含まれていません。

Q 返還免除となる5年間はいつから計算するのですか。

A 保育士登録日以降の指定業務就業日からです。

## お問い合わせ

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会  
福祉人材センター

〒461-0011

名古屋市東区白壁一丁目50番地

☎ 052-212-5519

[平日午前9時から午後5時まで]

<http://www.aichi-fukushi.or.jp/>